

別表 リスク分担表

項目	内 容	指定管理者	市
公園管理運営	公園施設の利用調整、貸し出し・利用指導、案内、警備、苦情対応、安全衛生管理、利用促進等	○	
公園維持管理	樹木等植物育成管理、清掃、施設保守点検、施設の法定点検等、光熱水費等の支出、消耗品管理等	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増 当該年度の収支計画書の額から、20%を超える物価高騰又は下落が見込まれる場合は、協議することができる。	○	○
法令の変更	公園の管理運営に影響を及ぼす変更		○
税制度の変更	公園の管理運営に影響を及ぼす変更		○
利用者数等の変動	公園の利用者数等の変動による収入の減少	○	
運営リスク	指定管理者の提案による事業運営によるもの	○	
債務不履行	指定管理者による業務及び協定内容の不履行	○	
公園周辺住民及び公園利用者への対応	公園の管理運営に対する住民及び公園利用者からの苦情や要望への対応 上記以外	○	○
不可抗力	不可抗力（地震、落雷、暴風雨、洪水、戦争、テロ、暴動その他市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由（第三者の行為も含む））の発生に起因する公園施設、設備の修復による経費の増加及び業務履行不能	事案により協議	
政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、公園の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務の内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増		○
利用者や第三者への賠償	指定管理者の責に帰すべきもの 上記以外	○	○

項目	内 容		指定管理者	市
公園施設、設備の維持管理	修繕 (機能等維持)	小規模な修繕（50万円未満）	<input type="radio"/>	
		指定管理者の責に帰すべきもの	<input type="radio"/>	
		上記以外		<input type="radio"/>
	整備・改修 (資産増加)	指定管理者が希望する場合	<input type="radio"/>	
		上記以外		<input type="radio"/>
	修繕		<input type="radio"/>	
備品の維持管理		小規模な修繕（50万円未満）	<input type="radio"/>	
		指定管理者の責に帰すべきもの	<input type="radio"/>	
		上記以外		<input type="radio"/>
	更新	指定管理者が希望する場合	<input type="radio"/>	
		上記以外		<input type="radio"/>
	新規購入	指定管理者が希望する場合	<input type="radio"/>	
		上記以外		<input type="radio"/>
公園施設等の損壊等に伴う事業の中止	指定管理者の管理の瑕疵による公園施設・設備の損壊等に伴う事業の中止		<input type="radio"/>	
	指定管理者の管理の瑕疵によらない公園施設・設備の損壊等に伴う事業の中止		事案により協議	
事故や災害等による施設等の修繕			事案により協議	
セキュリティ	指定管理者の警備不備による被害、損害等		<input type="radio"/>	
	個人情報の漏洩	市の指示もしくは指導の不備又は誤謬によるもの		<input type="radio"/>
		指定管理者として講ずべき措置の不備又は誤謬、指定管理者の職員の不法行為等によるもの	<input type="radio"/>	
保険の加入	施設火災保険			<input type="radio"/>
	自動車保険		<input type="radio"/>	
	賠償責任保険		<input type="radio"/>	
	個人情報保護保険		<input type="radio"/>	
	上記以外（動産保険など）		<input type="radio"/>	
公園施設利用者の被災に対する賠償責任			事案により協議	

項目	内 容	指定 管理者	市
許認可等	本市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	
事業終了時の費用	指定管理業務が終了した場合、又は指定期間中途において指定取消を受けた場合における撤収費用及び引継ぎに要する費用	○	
災害時対応	待機態勢の確保、被害調査、報告、応急措置等	○	
	災害発生時の指示		○
支払遅延	指定管理者の責めに帰すことのできない理由での、市からの経費の支払遅延によるもの		○
	指定管理者の責めに帰すべき理由のもの	○	
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等	○	

※金額には消費税及び地方消費税を含む。

※指定管理者の故意・過失、協定書等に定められた管理を怠ったことによる施設（建物、機械設備、備品等）の毀損・滅失があった場合には、金額の多寡にかかわらず指定管理者が弁償の責を負う。

※施設内の備品（市所有）の更新及び新規購入の必要性については、市が判断する。

※指定管理業務の一環として更新及び新規購入した備品については、指定管理者が委託料又は利用料金収入等事業計画書に記載した管理業務に係る経費で購入した場合、市に帰属するものとする。

※指定管理者が施設・設備の改修を行った場合、指定管理者は当該資産に関する所有権を放棄、または現状復帰する。

※賠償責任保険及び個人情報保護保険は、仕様書4 その他の業務を参照。